

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年2月1日
【会社名】	ファースト住建株式会社
【英訳名】	First Juken Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 雄司
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号
【電話番号】	06(4868)5388(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 東 秀彦
【最寄りの連絡場所】	兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号
【電話番号】	06(4868)5388(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 東 秀彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年1月26日開催の当社第17回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成28年1月26日

(2) 当該決議事項の内容

### 第1号議案 定款一部変更の件

事業内容の多様化を図るため、事業目的を追加するものであります。

監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。また、現行定款において規定する監査役の責任免除に関する規定について、監査等委員会設置会社への移行後もその効力を維持することができるよう、附則に経過的な措置を新設するものであります。

取締役として適切な人材を確保するとともに、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに当社と業務執行取締役等であるものを除く取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

上記の各新設及び変更に伴う変更に伴う条数の変更並びにその他規定及び表現の整理等所要の変更を行うものであります。

### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、中島雄司、牛島慎吾、堀巖及び東秀彦の4氏を選任するものであります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、藤本智章、田村一美及び水永誠二の3氏を選任するものであります。

### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額1億50百万円以内とするものであります。

### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額25百万円以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	110,285	243	-	(注)2	可決(99.67%)
第2号議案					
中島 雄司	107,947	2,581	-	(注)3	可決(97.56%)
牛島 慎吾	108,515	2,013	-		可決(98.07%)
堀 巖	108,495	2,033	-		可決(98.05%)
東 秀彦	108,506	2,022	-		可決(98.06%)
第3号議案					
藤本 智章	110,053	475	-	(注)3	可決(99.46%)
田村 一美	110,086	442	-		可決(99.49%)
水永 誠二	110,093	435	-		可決(99.50%)
第4号議案	110,315	213	-	(注)4	可決(99.70%)
第5号議案	110,325	203	-	(注)4	可決(99.71%)

- (注) 1. 当該株主総会において議決権を行使することができる株主の有する議決権の数は、138,661個です。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。  
4. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
5. 当該株主総会に出席した株主の議決権の数(事前行使分及び当日出席分(途中退場した株主の議決権の数を含む。))は110,645個であり、賛成割合は出席した株主の議決権の数に対する割合です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

以上